

2. 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象区間

本河川整備計画では、下表の区間を計画対象区間とする。

表2.1.1 計画対象区間

河川名	本支川の別	区 間	延長	沿川市町村名	備 考
豊川	本川	新城市 ^{にわの} 庭野 ^{はぎの} 字萩野の新城橋から海	27.6km	豊橋市、豊川市、一宮町、新城市	
豊川	本川	左岸：設楽町 ^{したら} 大字大名倉 ^{おおなぐら} 字新蔵 ^{しんぞう} から 設楽町 ^{したら} 大字清崎 ^{きよさき} 字大久賀 ^{おおくが} 多 ^た 右岸：設楽町 ^{したら} 大字大名倉 ^{おおなぐら} 字井戸向 ^{いどもが} から 設楽町 ^{したら} 大字田内 ^{たない} 字鶴 ^{つる} 淵 ^{ぶち}	6.8km	設楽町	設楽ダム関連区間
豊川	本川	鳳来町 ^{くろぜ} 玖老勢 ^{よこて} 字横手 ^{よこて} の取水堰堤下流端から 鳳来町 ^{くろぜ} 玖老勢 ^{よこて} 字平松 ^{ひらまつ} 下の林道橋上流端	1.9km	鳳来町	豊川流況総合改善事業関連区間
海老川	支川	鳳来町 ^{くろぜ} 玖老勢 ^{よこて} 字大向 ^{おおむかい} 貝津 ^{がいつ} 取水堰堤下流端から 豊川への合流点	0.3km	鳳来町	〃
豊川 放水路	放水路	豊川からの分派点から海	6.6km	豊橋市、豊川市、小坂井町	
間川	支川	左岸：豊橋市 ^{たけはし} 賀茂 ^{かま} 町大字坂井 ^{さかい} 字大養治 ^{たいようじ} から 右岸：豊橋市 ^{たけはし} 賀茂 ^{かま} 町大字坂井 ^{さかい} 字新田 ^{しんでん} 下から 豊川への合流点	2.7km	豊橋市、豊川市	
計	-	-	45.9km	-	
朝倉川	支川	豊橋市 ^{たけはし} 牛川 ^{うしがわ} 町字松下 ^{した} から 豊川への合流点	0.2km	豊橋市	河川法施行令第二条七号区間
神田川	支川	牟呂 ^{むろ} 大橋 ^{おほはし} 下流端から 豊川への合流点	1.5km	豊橋市	〃
計			1.7km		

2.2 計画対象期間

本整備計画は、河川整備基本方針で定めた河川の整備の将来の姿を実現するための今後概ね30年の段階的な整備の計画である。「河川の整備」とは「河川工事」及び「河川の維持」をいう。

2.3 河川整備計画の目標

2.3.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

治水対策の整備目標の設定にあたっては、過去の水害の発生状況、流域の重要度や豊川の整備状況等を勘案し、豊川の治水対策として整備期間内に達成すべき整備水準を念頭に置きながら、投資規模等の社会的・現実的な諸条件を考慮する必要がある。

このことから、上流部のダムによる洪水調節と河道改修により、戦後最大流量（4,650 m³/sec）となった昭和44年 8月洪水が再来した場合の水位をほぼ全川で計画高水位以下に低下させ、破堤等による甚大な被害を防止するとともに、また、霞堤地区の浸水被害軽減対策を実施すること、さらに基本高水相当の洪水に対しても被害の軽減を図ることを、計画対象期間における目標とする。なお、戦後最大流量の洪水を当面の目標として施設整備を進めるが、整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生した場合においても、被害をできるだけ軽減させるよう配慮する。

また、内水氾濫による床上浸水等の被害の軽減や、地震に伴う基礎地盤の液状化等による堤防沈下等が生じた場合の浸水等の二次災害の発生軽減を図る。